別表六の二(四)付表一の表中

当期税額控除額（別表六の二(四)「7」）	を	当期税額控除額（別表六の二(四)「10」）

に、

繰越中小連結法人税額控除限度超過額（各連結法人の別表六の二(四	
最初の超過連結事業年度	繰越控除（別表六の二(四)「
	直前累積控除（最初の超過連結事業年度直前の連結事業年度の別表六の二(四)付表二
	(6)−(7)
	各連結法人の最初の超過連結事業年度の試験研究費の額

過個別帰属額)付表二)		繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額（各連結法人の別表六の二(四)付表三）	
金額12」)		最初の超過連結事業年度	繰越控除金額（別表六の二(四)「15」）
未済額前の連結事業「39」)			直前累積控除未済額（最初の超過連結事業年度直前の連結事業年度の別表六の二(四)付表三「27」）
			(6)−(7)
事業年度の試			各連結法人の最初の超過連結事業年度の試験研究費の額

を

に、

税額控除未済額（別表六の二(四)付表二「36」）	を	税額控除未済額（別表六の二(四)付表三「25」）

に、

当

期控除未済金額（別表六の二(四)「2」−「7」）	を	当期控除未済金額（別表六の二(四)「5」−「10」）

に改め、同表の記載要領第1号中「租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）第8条の規定による改正前の租税特別措置法」に改め、同表11号中「租税特別措置法施行令」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成27年政令第148号）第1条の規定による改正前の租税特別措置法施行令」に、「震災特例法施行令」を「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第151号）による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令」に改め、同表を別表六の11付表11とし、同表の次に次の1表を加える。